

## 令和5年度 松本市公契約審議会 次第

令和6年3月22日（金）

午前10時00分～

第一応接室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱
- 4 自己紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
  - (1) 松本市公契約条例の概要・・・・・・・・・・資料1～3
  - (2) 令和5年度「特定公契約」の適用実績報告・・・・・・・・資料4
  - (3) 松本市市内業者優先発注に係る実施方針について・・・・資料5～6
  - (4) その他
- 7 閉会

別紙 1

松本市公契約審議会委員一覧

区分	選出方法	委員候補（敬称略）	備考
学識経験者	弁護士	たかのお かずほ 高野尾 三穂	高野尾法律事務所
	社会保険労務士	やまもと あやこ 山本 綾子	山本綾子社会保険 労務士事務所
労働団体	松本地区労働者福祉協議会に 推薦依頼	まるやま まさひで 丸山 正秀	松本地区労働者福 祉協議会 副会長
	松本建設労働組合に推薦依頼	やまぐち なおのり 山口 尚徳	(株)山口石材 代表取締役社長
事業者団体	松本商工会議所に推薦依頼	たけだ よしひこ 武田 善彦	(株)巴屋 代表取締役会長
	松本市建設業協会に推薦依頼	いとう ひろかず 伊藤 浩一	丸善土木(株) 代表取締役社長

事務局

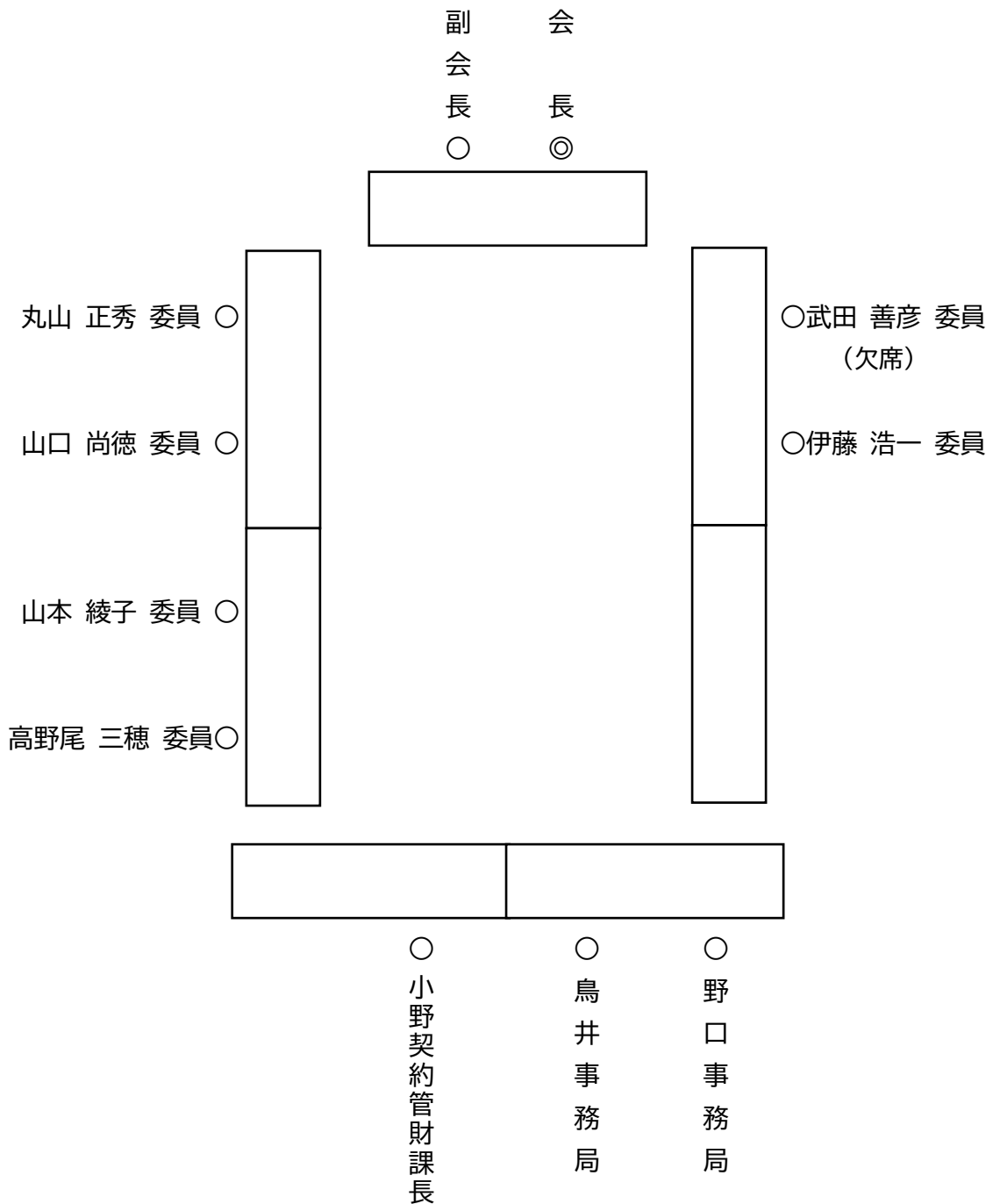
担当課	職名	氏名
契約管財課	課長	小野 真一
//	課長補佐	鳥井 康弘
//	主査	野口 裕司

令和5年度 松本市公契約審議会 座席表

令和6年3月22日(金)

10:00~

第1応接室



入口

# 松本市公契約条例の概要

資料1

## 目的 (第1条)

公契約に関し、基本理念、市及び受注者等の責務その他基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、地域経済の健全な発展、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。

## 松本市公契約条例(令和5年6月30日公布)

※本条例は令和5年7月1日から施行し、同日以降に入札の公告等を行う公契約から適用する。  
ただし、第8条から第16条までの規定は、令和5年10月1日以降に締結する公契約から適用する。

### ○公契約とは(第2条)

- 本市が発注する次のいずれかに該当するもの
- 1 工事又は製造の請負
  - 2 業務委託
  - 3 物品の購入その他の契約
  - 4 公の施設に関する指定管理の協定

### ○公契約に係る「基本理念」(第3条)

- 1 公契約の公正性、透明性及び競争性の確保
- 2 適正な履行及び良好な品質の確保並びに市民サービスの向上
- 3 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除
- 4 地域経済の健全な発展及び地域における雇用の確保
- 5 市民の安全、安心な暮らしに寄与する事業者及びその担い手の育成
- 6 事業者の有する専門的な技術の承継
- 7 労働者の適正な労働条件その他の労働環境の確保
- 8 社会的課題の解決に資する取組み等の推進

## 松本市 (上下水道局を含む。)

### 【本市の責務】(第4条)

- ① 公正で透明な入札の実施、積極的な情報公開
- ② 契約の性質又は目的に合った適正な入札方法の採用、履行時期の平準化
- ③ 取引価格等を考慮した適正な予定価格の設定
- ④ 事業者の休日等を考慮した適正な工期の設定
- ⑤ 市内の事業者の受注機会の確保
- ⑥ 関係法令遵守のための必要な措置

### 【実効性を担保するための取組み】

- ① 「労働環境報告書」の内容確認・閲覧(第8条)
- ② 労働者からの申出に対する調査等の実施(第13条)
- ③ 法令違反がある場合の関係機関への通報(第14条)
- ④ 条例違反等に対する是正指導(第15条)
- ⑤ 是正に応じない場合の公表(第16条)

### 【相談窓口を契約管財課(上下水道局、病院局)に設置】

- ① 労働者からの申出の受付及び申出に対する相談への対応(第11条)

## 事業者等 (元請業者及び下請業者)

### 【受注者等の責務】(第5条、第6条)

- ① 関係法令の遵守による労働環境の向上と公契約の適正な履行
- ② 品質及び労働環境等の向上に資する適正な価格での入札
- ③ 下請契約における市内事業者の選定及び市内事業者からの資材の調達
- ④ 地域における労働者の確保及び育成
- ⑤ 労働者の賃金等の向上及び安全な労働環境の整備
- ⑥ 市が実施する施策への協力
- ⑦ 下請契約の相手方との対等な立場の合意による契約の締結
- ⑧ 従前従事労働者の雇用

### 【実効性を担保するための取組み】

特定公契約に係る労働環境の状況を確認するため、次に掲げる事項を実施する。

- ① 「労働環境報告書」の作成及び提出(第8条)
- ② 下請負者への明示(労働環境報告書の提出義務等)(第9条)
- ③ 労働者に対する書面等での周知(第10条)

## 労働者等

公契約に従事する労働者は、労働環境が法令に違反している疑いがあるときは市へ申し出ることができる。(第11条)

### 公契約の締結

【共通の責務】  
労働関係法令等の遵守により労働環境の向上に努める。

### 労働環境報告書の提出

### 調査(是正指導等)

### 申出・相談

運用管理

## 公契約審議会 (第17条)

### 【審議会の設置目的】

・条例の施行状況を検証するため設置する。

### 【審議の内容】

・条例の施行状況に関すること。

### 【組織】

・委員6人以内で組織する。

### 【特定公契約の範囲】

施行規則(第2条)

- ① 予定価格1億円以上の工事請負
- ② 予定価格10万円以上の業務委託のうち、次に掲げる契約
  - ア 施設の清掃業務
  - イ 施設の警備業務(機械警備除く。)
  - ウ 施設の電話交換・受付業務
  - エ 施設の宿日直業務
- ③ 公の施設の指定管理業務のうち、公募によるもの

※①及び②については、1者による随意契約は除く。

## ○松本市公契約条例

令和5年6月30日

条例第28号

## (目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念、市及び受注者等の責務その他基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、地域経済の健全な発展、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 本市が発注する工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）をいう。

(2) 特定公契約 公契約のうち、規則で定めるものをいう。

(3) 市長等 市長（教育委員会が協定を締結する場合にあっては、教育委員会）及び地方公営企業の管理者をいう。

(4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注者 本市と特定公契約を締結する者をいう。

(6) 下請負者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をすることを約する契約により、受注者又はアに規定する者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(7) 受注者等 受注者及び下請負者をいう。

(8) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

## (基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 締結に至る過程において、公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 適正な履行及び良好な品質を確保し、市民サービスの向上に努めること。
- (3) 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 地域経済の健全な発展及び地域における雇用の確保に努めること。
- (5) 市民の安全、安心な暮らしに寄与する事業者及びその担い手の育成を図ること。
- (6) 事業者の有する専門的な技術の承継を図ること。
- (7) 労働者の適正な労働条件その他の労働環境を確保すること。
- (8) 社会的課題の解決及び持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組みの推進に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策及び前条に規定する基本理念に基づく施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

- (1) 公正で透明性のある入札を実施するとともに、積極的な情報公開に努めること。
- (2) 契約の性質及び目的を踏まえた適正な入札方法等の採用並びに計画的な発注による履行時期の平準化を図ること。
- (3) 事業者が事業を維持継続するための担い手の確保及び育成に必要となる適正な利潤を確保できるよう、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引価格等を考慮した適正な予定価格を定めること。
- (4) 事業者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、事業者の休日、必要な準備期間等を考慮し、適正な工期を設定すること。
- (5) 専門的な知識又は技術等を有する事業者が市内に存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内の事業者に対する発注に努めること。
- (6) 関係法令遵守のために必要な措置を講ずるとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる取組みその他第3条に規定する基本理念に基づく必要な取組みを行い、公契約を誠実かつ適正に履行しなければならない。

- (1) 品質及び労働環境が向上するよう適正な価格での入札に努めること。
- (2) 下請負者に市内の事業者を選定するよう努めること。
- (3) 市内の事業者から資材を調達するよう努めること。
- (4) 地域において労働者を確保し、その育成に努めること。
- (5) 労働者の賃金その他の労働条件の向上及び安全な労働環境の整備に努めること。
- (6) 第3条に規定する基本理念に基づき市が実施する施策に協力するよう努めること。

(下請負者との契約)

第6条 受注者等は、下請負者との契約に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他の関係法令を遵守し、下請負者との対等な立場における合意に基づく適正な契約の締結に努めなければならない。

（従前従事労働者の雇用）

第7条 受注者等は、公契約に係る業務（規則で定めるものに限る。）を履行するに当たっては、当該業務の適正な履行及びその品質を確保し、並びに雇用の安定に配慮するため、従前から当該業務に従事していた労働者であって、引き続き当該業務に従事することを希望する者を雇用するよう努めなければならない。

（労働環境報告書）

第8条 特定受注者は、特定公契約に係る労働者の賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類（以下「労働環境報告書」という。）を市長等に提出しなければならない。提出した労働環境報告書の内容に変更があった場合も同様とする。

2 特定公契約に係る業務の下請負者（協定に係る業務においては規則で定める者に限る。）は、特定受注者を通じて労働環境報告書を市長等に提出しなければならない。提出した労働環境報告書の内容に変更があった場合も同様とする。

3 市長等は、前2項の規定により提出された労働環境報告書を閲覧に供するものとする。

（下請負者への明示）

第9条 特定受注者及び前条第2項に規定する下請負者（以下これらを「特定受注者等」という。）は、その履行すべき公契約に係る業務の一部について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、次の事項を明示しなければならない。

- （1） 前条第2項の規定により労働環境報告書の提出義務があること。
- （2） 前条第3項の規定により労働環境報告書は閲覧に供されること。
- （3） 第13条の規定により労働環境報告書の内容について報告等を求められることがあること。

（労働者への周知）

第10条 特定受注者等は、次に掲げる事項について、規則で定める方法により労働者に周知しなければならない。

- （1） 当該労働者が従事する特定公契約の名称
- （2） 当該特定公契約に係る労働環境報告書の項目及び閲覧場所
- （3） 次条の規定により申出をすることができる旨及び当該申出をする場合の申出先
- （4） 次条の規定による申出を理由とする不利益な取扱いを受けないこと。

（労働者からの申出等）

第11条 公契約に係る業務に従事する労働者は、当該業務の労働環境が労働基準法、最低賃

金法その他の関係法令に違反している疑いがあると認めるときは、その旨を市長等に申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出及び公契約に係る労働環境に関する相談を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 受注者等は、労働者が前条第1項の規定による申出を行ったこと及び同条第2項に規定する窓口へ相談をしたこと並びに次条の規定による質問に回答したことを理由に、当該労働者に対して解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告等の求め)

第13条 市長等は、第11条第1項の規定による申出があったとき、又は受注者等がこの条例若しくは関係法令に違反している疑いがあると認めるときは、当該受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該受注者等が締結した公契約に係る業務に従事する労働者を含む関係者に質問することができる。

(関係機関への通報)

第14条 市長等は、受注者等が関係法令に違反していることを確認した場合において必要があると認めるときは、関係機関へ通報するものとする。

(是正措置)

第15条 市長等は、受注者等が次の各号(第1号にあっては、特定受注者等に限る。)のいずれかに該当すると認めるときは、当該受注者等に対し、期限を定めて是正のための必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(1) 労働環境報告書を提出しないとき又は虚偽の労働環境報告書を提出したとき。

(2) 第13条の規定による報告又は資料の提出の求めに対し、次のいずれかに該当するとき。

ア 報告又は資料の提出をしないとき。

イ 虚偽の報告又は虚偽の資料の提出をしたとき。

(3) 第13条の規定による質問に対し答弁しないとき又は虚偽の答弁をしたとき。

(4) 労働環境報告書の内容その他公契約に係る労働環境について改善の必要があると市長等が認めるとき。

2 受注者等は、前項の規定による市長等の求め(以下「是正の求め」という。)があったときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の内容について市長等に報告しなければならない。

(公表)

第16条 市長等は、受注者等が正当な理由なく是正の求めに応じないときは、当該受注者等の入札への参加資格を停止し、又はその氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該是正の求めの内容を公表することができる。



2 市長等は、前項の規定による入札への参加資格の停止又は公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者等に対し、理由を明示して通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(公契約審議会)

第17条 公契約に関する施策の適正な実施を推進するため、松本市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 労働者の代表者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第7条までの規定は、この条例の施行の日以後に入札の公告その他の契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

3 第8条から第16条までの規定は、令和5年10月1日以後に締結する公契約について適用する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

公契約審議会委員			7,000	4,900
----------	--	--	-------	-------

○松本市公契約条例施行規則

令和5年6月30日

規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、松本市公契約条例（令和5年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 条例第2条第2号に規定する契約は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号については、松本市財務規則（平成3年規則第10号）第119条の3第1項第1号に掲げるものを除く。

(1) 予定価格1億円以上の工事請負契約

(2) 予定価格（契約期間が1年以下のものにあつては当該予定価格とし、1年を超えるものにあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。）10万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務（以下「2号業務」という。）に関する契約

ア 施設の清掃業務

イ 施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 施設の電話交換又は受付業務

エ 施設の宿日直業務

(3) 松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条の規定により指定された指定管理者との協定（以下「協定」という。）のうち、公募によるもの

(従前従事労働者の雇用対象業務)

第3条 条例第7条に規定する業務は、次のとおりとする。

(1) 前条第2号ウに規定する業務

(2) 前条第3号に規定する業務のうち、市長が指定する業務

(報告書の提出)

第4条 条例第8条第1項又は第2項の規定による提出は、松本市公契約労働環境報告書（様式第1号又は様式第2号）によるものとする。

(協定の下請における提出対象者)

第5条 条例第8条第2項に規定する規則で定める者は、協定に係る業務のうち2号業務を請け負う者とする。

(労働者への周知)

第6条 条例第10条の規定による周知は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 特定公契約に係る業務が実施される作業場所の見やすい場所への掲示
- (2) 書面での交付
- (3) その他市長が適当と認める方法  
(労働者からの申出)

第7条 条例第11条第1項の規定による申出は、松本市公契約労働環境申出書（様式第3号）によるものとする。

(是正の求め)

第8条 条例第15条第1項の規定による求めは、松本市公契約労働環境等措置通知書（様式第4号）によるものとする。

(是正の報告)

第9条 条例第15条第2項の規定による報告は、松本市公契約労働環境等措置報告書（様式第5号）によるものとする。

(公表の通知)

第10条 条例第16条第1項の規定による参加資格の停止は、松本市公契約指名停止等通知書（様式第6号）によるものとする。

(審議会)

第11条 条例第17条に規定する審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会の庶務は、財政部契約管財課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市公契約条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約を締結する公契約から適用する。

## 令和5年度「特定公契約」の適用実績報告

## 1 労働環境報告書の状況（条例第8条関係）

## (1) 本庁分（契約管財課等）

（単位：件）

区分	総数 (年間) ※1	報告書対象 案件数 ※2 (R5.10.1以降)	報告書提出数	
			受注者	下請負者
工事請負	228	4	4	14
業務委託	988	5	5	—
指定管理	41	1	1	2
計	1,257	10	10	16

※1 総数は、以下の基準により令和5年度中に締結した契約数（R6.2月末現在）

- (1) 工事請負 予定価格130万円超の案件
- (2) 業務委託 予定価格10万円以上の案件
- (3) 指定管理 金額基準なし

※2 報告書対象案件数は、総数のうち特定公契約の対象となった契約数（R5.10～R6.2末）

## 【特定公契約の対象】

- (1) 工事請負 予定価格1億円以上の工事（一者随契を除く）
- (2) 業務委託 予定価格10万円以上の案件のうち、以下に該当する業務（一者随契を除く）
  - ①清掃 ②警備（機械警備を除く） ③受付及び電話交換 ④宿日直
- (3) 指定管理 公募による案件

## (2) 上下水道局（総務課）

（単位：件）

区分	総数 (年間) ※1	報告書対象 案件数 ※2 (R5.10.1以降)	報告書提出数	
			受注者	下請負者
工事請負	111	1	1	3
業務委託	143	—	—	—
計	254	1	1	3

※抽出条件は上記本庁と同様

## (3) 病院局（病院総務課）

（単位：件）

区分	総数 (年間) ※1	報告書対象 案件数 ※2 (R5.10.1以降)	報告書提出数	
			受注者	下請負者
工事請負	—	—	—	—
業務委託	140	—	—	—
計	140	0	0	0

※抽出条件は上記本庁と同様

## 2 労働環境報告書の内容確認

### (1) 確認項目及び結果

確認項目		確認事項
労働条件に関する事項	就業規則	就業規則作成、届出、周知等
	労働条件の明示	労働条件明示
	時間外・休日労働	労働基準法の規定遵守
	年次有給休暇	年次有給休暇の付与
	帳簿	帳簿整理（名簿、賃金台帳、出勤簿等）
	賃金	賃金の支払い、従事者の最低賃金
安全衛生に関する事項	安全衛生管理体制	安全管理者等の選任
	安全教育	安全教育等の実施
	健康診断	健康診断、ストレスチェック等
労働環境を更に向上させる取組み	取組事例	該当がある場合（任意）



### (2) 結果及び改善事項

区分	改善事項	改善内容
本庁分	無	—
上下水道局	無	—
病院局	無	—

### (3) 従事者の最低賃金調べ

(単位：円)

区分	業種	請負	職種	時給単価	
本庁分	工事請負	土木一式	下請	溶接作業員	1,073
	業務委託	清掃業務	元請	清掃作業員	948
	指定管理	受付業務	元請	受付員	950
上下水道局	工事請負	土木一式	下請	普通作業員	1,116
	業務委託	—	—	—	—
病院局	工事請負	—	—	—	—
	業務委託	—	—	—	—

※提出された労働環境報告書のうち、最も低い報酬下限額（最低賃金）を記載している。

## 3 労働者からの申出等（条例第11条関係）

区分	申出及び相談	申出等の内容
本庁分	無	—
上下水道局	無	—
病院局	無	—

## 松本市市内事業者優先発注に係る実施方針（案）

### 1 目的

本実施方針は、松本市が実施する公共調達において適正な競争原理のもとで公正性及び透明性を確保した上で、松本市における市内事業者の育成を図り、地域経済の好循環に資することを目的とする。

### 2 適用の範囲

本実施方針の適用の対象は、松本市が実施する全ての公共調達とする。

### 3 定義

区 分	定 義
市内事業者	松本市内に本社又は本店を有する者
準市内事業者	松本市内に支社、支店又は営業所等（以下「支社等」という）を有する者
県内事業者	長野県内に本社、本店又は支社等を有する者
県外事業者	上記以外の者

### 4 優先発注の実施方針

#### (1) 建設工事及び建設工事に係る業務委託

##### ア 一般競争入札

(ア) 松本市入札参加資格者名簿に登録された者のうち、原則として市内事業者であることを要件として公募するものとする。ただし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合又は競争性が確保できない場合は、案件の規模及び内容に応じて、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に所在地要件を拡大できるものとする。

(イ) 共同企業体を活用して発注する場合は、代表者については、上記(ア)によるものとし、代表者以外の構成員については、可能な限り市内事業者を含めるものとする。

##### イ 指名競争入札及び随意契約

松本市入札参加資格者名簿に登録された者のうち、事業者の有する資格、工事施工及び業務履行の実績、施工及び履行能力等を総合的に勘案して、原則として市内事業者からの選定を優先するものとする。ただし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合又は競争性が確保できない場合は、案件の規模及び内容に応じて、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に選定対象を拡大できるものとする。

- (2) 物品及び業務委託（工事関連以外）等
  - ア 指名競争入札及び随意契約
    - (1)イに準ずるものとする。
- (3) その他
  - ア 受注者に対しては、工事の下請発注、建設資材・物品調達及び業務の再委託についても、可能な限り市内事業者の活用に努めるよう要請するものとする。

## 5 実施方針の運用及び公表

- (1) 本実施方針の運用にあたっては、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行に留意した上で、常に競争性、公平性の観点から事業者の選定に偏りが生ずることがないように努めるものとする。
- (2) 事業者の選定にあたっては、過去に市内事業者の選定実績がない場合であっても、電話照会等により受注可能な市内事業者の有無について十分な確認を行うとともに、必要に応じて業界団体等へのヒアリング、アンケート、意見交換等を実施することにより、受注可能な市内事業者の掘り起こしに努めるものとする。
- (3) 本実施方針は、市内事業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内事業者が本市のすべての公共調達を受注することを目的とするものではないことに留意する。
- (4) 市内事業者等への発注状況を年度ごとに取りまとめ公表するものとする。

## 6 適用

本実施方針は、令和6年4月1日以降に入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

松本市地元企業等発注状況（令和2年度～5年度）

資料6

契約管財課契約分

分野	区分	年度	地元企業		その他								合計		
			市内本店		県内本店・市内営業所		県内本店		県外本店・市内営業所		県外本店			小計	
			件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率		件数	発注率
建設工事等	建設工事 (予定価格130万円超)	R2	224	96.55%					1	0.43%	7	3.02%	8	3.45%	232
		R3	170	96.59%					3	1.70%	3	1.70%	6	3.41%	176
		R4	207	98.10%					2	0.95%	2	0.95%	4	1.90%	211
		R5	217	95.18%	1	0.44%			3	1.32%	7	3.07%	11	4.82%	228
	建設コンサルタント業務委託等 (予定価格10万円以上)	R2	145	62.50%	50	21.55%	13	5.60%	16	6.90%	8	3.45%	87	37.50%	232
		R3	127	60.19%	57	27.01%	8	3.79%	13	6.16%	6	2.84%	84	39.81%	211
		R4	145	64.73%	42	18.75%	6	2.68%	22	9.82%	9	4.02%	79	35.27%	224
		R5	121	61.73%	48	24.49%	5	2.55%	12	6.12%	10	5.10%	75	38.27%	196
	小計	R2	369	79.53%	50	10.78%	13	2.80%	17	3.66%	15	3.23%	95	20.47%	464
		R3	297	76.74%	57	14.73%	8	2.07%	16	4.13%	9	2.33%	90	23.26%	387
		R4	352	80.92%	42	9.66%	6	1.38%	24	5.52%	11	2.53%	83	19.08%	435
		R5	338	79.72%	49	11.56%	5	1.18%	15	3.54%	17	4.01%	86	20.28%	424
物品調達等	物品調達 (消耗品・備品・印刷製本等) (予定価格10万円以上)	R2	1,206	86.08%	71	5.07%	17	1.21%	39	2.78%	68	4.85%	195	13.92%	1,401
		R3	793	87.24%	33	3.63%	13	1.43%	17	1.87%	53	5.83%	116	12.76%	909
		R4	713	86.11%	38	4.59%	13	1.57%	21	2.54%	43	5.19%	115	13.89%	828
		R5	534	86.41%	28	4.53%	7	1.13%	10	1.62%	39	6.31%	84	13.59%	618
	役務・賃貸借・業務委託 (予定価格10万円以上)	R2	751	51.33%	144	9.84%	67	4.58%	268	18.32%	233	15.93%	712	48.67%	1,463
		R3	738	54.46%	136	10.04%	37	2.73%	223	16.46%	221	16.31%	617	45.54%	1,355
		R4	768	54.20%	139	9.81%	51	3.60%	219	15.46%	240	16.94%	649	45.80%	1,417
		R5	597	52.14%	128	11.18%	39	3.41%	170	14.85%	211	18.43%	548	47.86%	1,145
	小計	R2	1,957	68.33%	215	7.51%	84	2.93%	307	10.72%	301	10.51%	907	31.67%	2,864
		R3	1,531	67.62%	169	7.46%	50	2.21%	240	10.60%	274	12.10%	733	32.38%	2,264
		R4	1,481	65.97%	177	7.88%	64	2.85%	240	10.69%	283	12.61%	764	34.03%	2,245
		R5	1,131	64.15%	156	8.85%	46	2.61%	180	10.21%	250	14.18%	632	35.85%	1,763
合計	R2	2,326	69.89%	265	7.96%	97	2.91%	324	9.74%	316	9.50%	1,002	30.11%	3,328	
	R3	1,828	68.96%	226	8.53%	58	2.19%	256	9.66%	283	10.68%	823	31.04%	2,651	
	R4	1,833	68.40%	219	8.17%	70	2.61%	264	9.85%	294	10.97%	847	31.60%	2,680	
	R5	1,469	67.17%	205	9.37%	51	2.33%	195	8.92%	267	12.21%	718	32.83%	2,187	

※ 各年度の件数には、競争入札、複数者随契、一者随契のすべての案件を含む。

※ R2年度の建設工事JV2件は（県外+市内）、（市内+市内）の組合せのため市内本店に含める。

※ R5年度は、年度途中のため「令和6年1月末現在」の数値を表記している。



松本市地元企業等発注状況（令和2年度～4年度）

上下水道局総務課契約分

分野	区分	年度	地元企業		その他										合計
			市内本店		県内本店・市内営業所		県内本店		県外本店・市内営業所		県外本店		小計		
			件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	
建設工事等	建設工事 (予定価格130万円超)	R2	115	82.73%			1	0.72%	5	3.60%	18	12.95%	24	17.27%	139
		R3	101	84.17%	2	1.67%	1	0.83%	3	2.50%	13	10.83%	19	15.83%	120
		R4	103	83.06%			1	0.81%	4	3.23%	16	12.90%	21	16.94%	124
	建設コンサルタント業務委託等 (予定価格10万円以上)	R2	17	62.96%	5	18.52%			2	7.41%	3	11.11%	10	37.04%	27
		R3	12	38.71%	11	35.48%	1	3.23%	5	16.13%	2	6.45%	19	61.29%	31
		R4	13	76.47%	2	11.76%			1	5.88%	1	5.88%	4	23.53%	17
	小計	R2	132	79.52%	5	3.01%	1	0.60%	7	4.22%	21	12.65%	34	20.48%	166
		R3	113	74.83%	13	8.61%	2	1.32%	8	5.30%	15	9.93%	38	25.17%	151
		R4	116	82.27%	2	1.42%	1	0.71%	5	3.55%	17	12.06%	25	17.73%	141
物品調達等	物品調達 (消耗品・備品・印刷製本等) (予定価格10万円以上)	R2	105	62.13%	3	1.78%	4	2.37%	19	11.24%	38	22.49%	64	37.87%	169
		R3	78	56.93%	4	2.92%			24	17.52%	31	22.63%	59	43.07%	137
		R4	85	58.22%	1	0.68%			25	17.12%	35	23.97%	61	41.78%	146
	役務・賃貸借・業務委託 (予定価格10万円以上)	R2	112	61.54%	13	7.14%	5	2.75%	28	15.38%	24	13.19%	70	38.46%	182
		R3	104	54.17%	15	7.81%	5	2.60%	41	21.35%	27	14.06%	88	45.83%	192
		R4	103	54.79%	12	6.38%	7	3.72%	40	21.28%	26	13.83%	85	45.21%	188
	小計	R2	217	61.82%	16	4.56%	9	2.56%	47	13.39%	62	17.66%	134	38.18%	351
		R3	182	55.32%	19	5.78%	5	1.52%	65	19.76%	58	17.63%	147	44.68%	329
		R4	188	56.29%	13	3.89%	7	2.10%	65	19.46%	61	18.26%	146	43.71%	334
合計	R2	349	67.50%	21	4.06%	10	1.93%	54	10.44%	83	16.05%	168	32.50%	517	
	R3	295	61.46%	32	6.67%	7	1.46%	73	15.21%	73	15.21%	185	38.54%	480	
	R4	304	64.00%	15	3.16%	8	1.68%	70	14.74%	78	16.42%	171	36.00%	475	

※ 各年度の件数には、競争入札、複数者随契、一者随契のすべての案件を含む。

松本市地元企業等発注状況（令和2年度～4年度）

病院局契約分

分野	区分	年度	地元企業		その他								合計		
			市内本店		県内本店・市内営業所		県内本店		県外本店・市内営業所		県外本店			小計	
			件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率		件数	発注率
建設工事等	建設工事 (予定価格130万円超)	R2											0		0
		R3											0		0
		R4	1	100.00%									0		1
	建設コンサルト業務委託等 (予定価格10万円以上)	R2											0		0
		R3	1	100.00%									0		1
		R4	3	100.00%									0		3
	小計	R2	0		0		0		0		0		0		0
		R3	1	100.00%	0		0		0		0		0		1
		R4	4	100.00%	0		0		0		0		0		4
物品調達等	物品調達 (消耗品・備品・印刷製本等) (予定価格10万円以上)	R2	73	83.91%					6	6.90%	8	9.20%	14	16.09%	87
		R3	62	84.93%	4	5.48%			2	2.74%	5	6.85%	11	15.07%	73
		R4	51	80.95%	2	3.17%	1	1.59%	3	4.76%	6	9.52%	12	19.05%	63
	役務・賃貸借・業務委託 (予定価格10万円以上)	R2	83	53.55%	9	5.81%	3	1.94%	36	23.23%	24	15.48%	72	46.45%	155
		R3	66	49.62%	8	6.02%	2	1.50%	32	24.06%	25	18.80%	67	50.38%	133
		R4	88	57.14%	8	5.19%	2	1.30%	30	19.48%	26	16.88%	66	42.86%	154
	小計	R2	156	64.46%	9	3.72%	3	1.24%	42	17.36%	32	13.22%	86	35.54%	242
		R3	128	62.14%	12	5.83%	2	0.97%	34	16.50%	30	14.56%	78	37.86%	206
		R4	139	64.06%	10	4.61%	3	1.38%	33	15.21%	32	14.75%	78	35.94%	217
合計	R2	156	64.46%	9	3.72%	3	1.24%	42	17.36%	32	13.22%	86	35.54%	242	
	R3	129	62.32%	12	5.80%	2	0.97%	34	16.43%	30	14.49%	78	37.68%	207	
	R4	143	64.71%	10	4.52%	3	1.36%	33	14.93%	32	14.48%	78	35.29%	221	

※ 各年度の件数には、競争入札、複数者随契、一者随契のすべての案件を含む